

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年六月二十二

日法律第七十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四十二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。